平成２９年（フ）第８４０号
宮城県富谷市ひより台１丁目６番地16　ひよりプラザハイム201
破産者　廣野　　正
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３６号
福島県二本松市根崎１丁目103番地１、開始決定時の住所仙台市青葉区中山４丁目16番32―603号
破産者　後藤　和実
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
堺市中区深井北町3293番地
破産者　奥田　照雄
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９７号
大阪府八尾市東山本町９丁目５番２号、事業所所在地大阪府八尾市八尾木北４丁目37番地
破産者　前田材木店こと　前田　　力
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１５号
大阪府門真市常称寺町16番１―1022号
破産者　原　　隆志
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１６号
大阪府東大阪市長栄寺６―11―606、開始決定時大阪府東大阪市永和１丁目８番３―409号シャンティ永和
破産者　桑原　正充
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０５号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘１丁目16番地11、開始決定時の住所大阪府柏原市大字高井田1588番地の10
破産者　籔本　英幸
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
熊本市東区江津２丁目７番７号
破産者　阿部　武臣
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
北海道小樽市高島３丁目３番６号
破産者　三國　文昭
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２１号
北海道小樽市梅ケ枝町22番４号
破産者　中野　良夫
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２２号
北海道小樽市梅ケ枝町22番４号
破産者　中野　儀子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１９７１号
横浜市神奈川区新子安１丁目11番14号　加瀬ビル402号
破産者　林　　沢楓
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５２号
新潟市東区末広町８番26号、前住所新潟市中央区京王１丁目13番９号
破産者　野村　信吾
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
福井県越前市本多２丁目５番５号
破産者　水尻　正敏
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
愛知県知立市内幸町平田104番地
破産者　カーセンターマエシマこと　前嶋　功一
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９３４号
埼玉県白岡市高岩50番地４、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目26番地
破産者　小島　幸弘
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
福岡県福津市宮司２丁目２番１―302号、開始決定時の住所福岡県朝倉郡筑前町下高場1945番地９
破産者　藤野　二郎
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部